

## 条例の制定

●袋井市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

令和2年4月1日からの袋井市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、「袋井市水道事業の設置に関する条例」で規定していた水道法に基づく規定については、独立して条例を設けることとしたため、新たな条例を制定するものです。

●袋井市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

関係する12の条例を整備するために、条例を制定するものです。

## 条例の一部改正（主なもの）

●袋井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の施行に伴い、会計年度任用職員に育児休業等を認めるため、関連する条文について、必要な改正を行うものです。

●袋井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

（期末手当の年間支給月数 3・55月→3・60月）

●袋井市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

（期末手当の年間支給月数 4・45月→4・50月）

●袋井市職員の給与に関する条例の一部改正について

（期末手当の年間支給月数 4・45月→4・50月、給料表の改定）

●袋井市自転車等駐車場条例の一部改正について

令和2年4月から袋井駅南側において供用開始を予定している「袋井駅南自転車等駐車場」を新たに条例に位置づけ、市民や利用者へ周知を図ることと、自転車専用となっていた「袋井駅西自転車駐車場」を原動機付き自転車などの駐車が可能となるよう併せて改正を行うものです。

## その他

●公共施設の指定管理者の指定について

次の公共施設の指定管理者を指定するものです。

◎メロップラザ

〈指定管理者〉

メロップラザサポーターグループ

〈指定の期間〉

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

◎月見の里学遊館ほか1施設

〈指定管理者〉

袋井市文化協会グループ

〈指定の期間〉

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 袋井市議会からの意見書（要旨）

●性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりを受け、平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われた。国においては、施行後3年にあたる令和2年7月に向け、被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しの検討を行うとともに、次の事項に取り組むよう強く要望する。

1 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データや性犯罪等被害の実態調査結果等を早急にとりまとめ、規定の見直しに反映させること。

2 平成29年改正時の国会附帯決議の内容を遺漏なく実施し、必要に応じて運用を見直し、次期法改正に反映させること。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長あて